

## お知らせ

### 700MHz利用推進協会によるテレビ受信対策工事

圏700MHz(メガヘルツ)テレビ受信障害対策コールセンター

☎0120(700)012

5月14日(木)から、町内において、各携帯電話事業者が新しい電波(700MHz帯)を使用する予定です。これに伴い、一部のテレビ映像に影響が出る恐れがあります。

この影響を防止するための工事を700MHz利用推進協会(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社の4社が設立)が実施し、工事に掛かる費用は700MHz利用推進協会が負担します。また、工事作業者が費用を請求することは一切ありません。

テレビ映像に影響が出るおそれがある地域のご家庭への対策

電波発射日の3週間前頃から、下記のチラシが配布されます。



チラシ表面



チラシ裏面

### 定住促進補助金

圏都市計画課市街地整備係

☎028(677)6052

定住人口の増加を図るため、40歳未満の若者世帯による住宅の購入や賃貸住宅の家賃に対して補助金を交付します。

**対象**／①新たに住宅を新築または中古住宅を購入した人②市街化区域内の賃貸住宅に居住している人  
**補助要件**／①町外から転入した人、分家して新しい世帯を持つ人②町外から転入した人※その他要件あり  
**補助金額**／①住宅取得補助:50万円(条件により加算金あり)②住宅家賃補助:月1万(最大36カ月)※住宅取得補助は住宅引き渡し後6カ月以内、住宅家賃補助は住所設定後3カ月以内に申請が必要

### 耐震対策への補助

圏都市計画課都市計画係

☎028(677)6020

建物の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修、建替えをする人に費用の一部を助成します

**対象建物**／昭和56年5月31日以前に建築された2階以下で、在来軸組工法の賃貸を目的としない木造住宅

**補助額**／①耐震診断を行う場合:指定機関が行う耐震診断費用の2/3(限度額20,000円)

※①の診断結果により、次の②～④の補助を活用できる場合あり。

②耐震改修(補強計画策定も同時に行う場合):耐震改修等費用の4/5(限度額1,000,000円)③耐震改修(補強計画策定済みの場合):耐震改修等費用の1/2(限度額800,000円)④耐震建替の場合:建替費用の1/2(限度額1,000,000円)※栃木県産材を10㎡以上使用で100,000円加算

※予算がなくなり次第終了

### 立地適正化計画に伴う届出制度について

圏都市計画課都市計画係

☎028(677)6020

この度立地適正化計画を策定しました。立地適正化計画は公表と同時に効力が発生します。これにより居住誘導区域の外に3戸以上の住宅を建築する場合や都市機能誘導区域の外に対象の誘導施設を建築する場合などは、町へ届出をすることになります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください。

### コミュニティ活動奨励金の活用団体

圏町民会館 ☎028(677)0009

町では、皆さん自らが参画するまちづくりを実現するために、まちづくり基本条例に基づく地域活性化、公益活動などを行っているボランティアなどに対して奨励金を交付します。

**交付対象**／ボランティア団体、民間非営利組織など(構成員5人以上)  
**交付対象分野**／保健福祉、教育、文化スポーツ、環境保全、地域安全ほか

**交付対象外の経費**／飲食費、構成員に対する人件費、謝礼など  
**奨励金の額**／年間50,000円まで  
**締切**／5月29日(金)

### 令和2年度「協会けんぽ」

圏協会けんぽ栃木支部

☎028(616)1692

中小企業等で働く人やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ」栃木支部の健康保険料率は9.92%から9.88%に引き下げとなります。また、介護保険料率は1.73%から1.79%に引き上げになります。変更時期は4月納付分からとなります。詳細は、<https://www.kyoukai-kenpo.or.jp/>でご確認ください。

# 不要になった 小型充電式電池・ボタン電池・電子たばこは 役場の回収ボックスへ

圏環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041

不要になった小型充電式電池、ボタン電池、電子たばこは、使い切り電池とは異なり、ゴミステーションには出せません。小型充電式電池とボタン電池は、芳賀地区エコステーションへの直接持ち込みでもできません。役場に回収ボックスを設置してありますので、そちらに入れてください。発火や環境汚染の原因となりますので、正しく処分しましょう。



## 小型充電式電池の処分

回収ボックスを環境対策課の窓口に設置していますので、ビニールテープを端子部に貼って絶縁してから回収ボックスへ入れてください。

以下のマークがついているものに限り回収可能



ニカド電池



リチウムイオン電池



ニッケル水素電池

※電池の形態…ハードケース等に入っている電池パック、市販の小型充電式電池、モバイルバッテリー(本体ごと回収しますので解体しないでください)

## 回収できない充電式電池

使い切り電池(一次電池)、鉛蓄電池、小型シール鉛蓄電池、アルカリ蓄電池(開放型)、コイン型リチウム二次電池、破損した電池パックや解体された電池パック、水にぬれた電池パック



## ボタン電池の処分

リチウムコイン電池(型式記号CRおよびBR)は水銀を含んでいませんので環境対策課で回収しています。それ以外のボタン電池は、役場では回収していません。家電量販店など「ボタン電池回収缶」を設置している協力店で処分してください。なお、処分する際には右図の様に絶縁をお願いします。回収缶を設置している店舗は、一般社団法人電池工業会のホームページ(<http://www.botankaishu.jp>)でご確認いただけます。



ゼロハンテープ

▲絶縁の仕方



▲ボタン電池回収缶



## 電子たばこの処分

電子たばこは、ごみ回収では収集しません。環境対策課にお持ちいただくか、芳賀地区エコステーションへ直接持ち込みしてください。

※芳賀地区エコステーションへ直接持ち込みする場合は、他のごみと混載せず係員に渡してください。